（添付書類）

第十九条　法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。）にあっては、次に掲げる書類

イ　事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類

ロ　自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）が記載された書類

ハ　特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行に係る道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

四～七　（略）

２　（略）

（集配事業計画の変更の届出）

第二十一条　法第二十五条第三項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第十八条第二項第四号イ又はロに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。

２・３　（略）

（事業の許可の申請）

第三十九条　法第四十五条第一項の規定により外国人等による国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業（以下「外国人国際第二種貨物利用運送事業」という。）の許可を申請しようとする者は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じ、次に掲げる事項を記載した外国人国際第二種貨物利用運送事業許可申請書を提出しなければならない。

一～四　（略）

五　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ　（略）

ロ　貨物の集配に関して次に掲げる事項を記載した計画

(1)～(3)　（略）

(4)　貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあっては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあっては、(iv)に掲げる事項を除く。）

(i)　（略）

(ii)　自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送に係る(i)に掲げる事項

(iii)　（略）

(iv)　乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

（添付書類）

第十九条　法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。）にあっては、事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類

（新設）

（新設）

（新設）

四～七　（略）

２　（略）

（集配事業計画の変更の届出）

第二十一条　法第二十五条第三項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第十八条第二項第四号イに掲げる事項に係る変更であって、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。

２・３　（略）

（事業の許可の申請）

第三十九条　法第四十五条第一項の規定により外国人等による国際貨物運送に係る第二種貨物利用運送事業（以下「外国人国際第二種貨物利用運送事業」という。）の許可を申請しようとする者は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じ、次に掲げる事項を記載した外国人国際第二種貨物利用運送事業許可申請書を提出しなければならない。

一～四　（略）

五　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ　（略）

ロ　貨物の集配に関して次に掲げる事項を記載した計画

(1)～(3)　（略）

(4)　貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあっては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあっては、(iii)に掲げる事項を除く。）

(i)　（略）

（新設）

(ii)　（略）

(iii)　乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力